

資料B-②

給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書の書き方

アの書き方

申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書

ア	(フリガナ) あなたの氏名	ヤマカワ タロウ 山川 太郎	記載のしかたはこちら 	基・配・所
	あなたの住所 又は居所	東京都練馬区栄町23-7		

★あなたの氏名、住所を記入してください。

イの書き方

◆ 給与所得者の基礎控除申告書 ◆

○ あなたの本年中の合計所得 見積額の計算

所得の種類	取 得 金 額	所 得 金 額
(1) 給与所得	8,970,000	6,973,000
(2) 給与所得以外の所得の合計額		
あなたの本年中の合計所得金額の基礎額 (1)と(2)の合計額		6,973,000

○ 控除額の計算

判 定	<input type="checkbox"/> 900万円以下 (A)	48万円
	<input type="checkbox"/> 900万円超 950万円以下 (B)	
	<input type="checkbox"/> 950万円超 1,000万円以下 (C)	
	<input type="checkbox"/> 1,000万円超 2,400万円以下	
	<input type="checkbox"/> 2,400万円超 2,450万円以下	32万円
	<input type="checkbox"/> 2,450万円超 2,500万円以下	16万円

区分Ⅰ
A

基礎控除の額
480,000円

※この記載例は、

所得金額調整控除がある場合の記載例です。

あなたが所得金額調整控除に該当するかは、

工の①にて確認してください。

①あなたの本年中の収入金額

直近の源泉徴収票や給与明細を参考に、見積もった令和4年中の給与収入金額(給与を2か所以上から受けている場合には、その合計額)を記載してください。

②あなたの本年中の所得金額

①に記載した金額を基に、資料B-①裏面の給与所得の計算表を使用して所得金額を計算し、

②に記載してください。

※(2)給与所得以外の所得の合計額については、国税庁ホームページの「給与所得以外の所得の種類等」をご確認ください。

③控除額の計算

②で計算した合計額を基に、「判定」欄の該当箇所にチェックを付け、判定結果に対応する控除額を「基礎控除の額」欄に記載してください。

④区分Ⅰ(配偶者控除または配偶者特別控除の適用を受けようとする人のみ記載)

配偶者控除または配偶者特別控除を受けようとする人は、③でチェックを付けた「判定」欄の判定結果に対応する記号(A~C)を記載してください。

※配偶者控除または配偶者特別控除の適用を受けない人は記載不要です。

◆ 給与所得者の配偶者控除等申告書 ◆

してください。
本年中の合計
控除等申告書

下
の
給
与
入
金
目
の
い
ず
れ

○ 「控除額の計算」の表の「区分Ⅰ」欄については、「基礎控除申告書」の「区分Ⅰ」欄を参照してください。
○ 「基礎控除申告書」の「区分Ⅰ」欄が(A)～(C)に該当しない場合や、「配偶者控除等申告書」の「区分Ⅱ」欄が①～④に該当しない場合は、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受けることはできません。

① (フリガナ)
配偶者の氏名
2,233344556677
54年10月5日
ヤマカワ アキコ
あなたと配偶者の住所又は居所が
異なる場合の配偶者の住所又は居所
配偶者
生計を一にする事実
山川 明子

○ 配偶者の本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得	950,000	400,000
(2) 給与所得以外の所得の合計額		
配偶者の本年中の合計所得金額の見積額 (1)と(2)の合計額		* 400,000

判定
48万円以下かつ年齢70歳以上
(昭和28.1.1以前生) (①) 配偶者控除
 48万円以下かつ年齢70歳未満 (②)
 48万円超95万円以下 (③)
 95万円超133万円以下 (④)
 配偶者特別控除
 区分Ⅱ ② (上の①～④を記載)

○ 控除額の計算

		区分Ⅱ									配偶者控除の額 380,000円	配偶者特別控除の額						
		①(上記「配偶者の本年中の合計所得金額の見積額((1)と(2)の合計額)>(*印の金額)																
区分		①	②	③	④(上記「配偶者の本年中の合計所得金額の見積額((1)と(2)の合計額)>(*印の金額)	90万円超 106万円以下	106万円超 122万円以下	122万円超 138万円以下	138万円超 154万円以下	154万円超 170万円以下	170万円超 186万円以下	186万円超 202万円以下	202万円超 218万円以下	218万円超 234万円以下	234万円超 250万円以下	250万円超 266万円以下	266万円超 282万円以下	282万円超 298万円以下
区分Ⅰ	A	48万円	38万円	38万円	36万円	31万円	26万円	21万円	16万円	11万円	6万円	3万円						
	B	32万円	26万円	26万円	24万円	21万円	18万円	14万円	11万円	8万円	4万円	2万円						
	C	16万円	13万円	13万円	12万円	11万円	9万円	7万円	6万円	4万円	2万円	1万円						
摘要	配偶者控除	配偶者特別控除																

給与の収入金額が850万円以下の場合、記載する必要はありません。

① 配偶者の氏名、個人番号など

配偶者の氏名、個人番号、生年月日を記載してください。

配偶者が非居住者である場合には、「非居住者である配偶者」欄に○を付け、「生計を一にする事実」欄に送金額等を記載します。

配偶者が非居住者である場合、親族関係書類及び送金関係書類の添付等が必要です。

② 配偶者の本年中の収入金額

配偶者の直近の源泉徴収票や給与明細を参考に、見積もった令和4年中の給与収入金額(給与を2か所以上から受けている場合には、その合計額)を記載してください。

③ 配偶者の本年中の所得金額

②に記載した金額を基に、資料B-①裏面の給与所得の計算表を使用して所得金額を計算し、

③に記載してください。

※(2)給与所得以外の所得の合計額については、国税庁ホームページの「給与所得以外の所得の種類等」をご確認ください。

④ 判定および区分Ⅱ

③で計算した合計所得金額と、配偶者の生年月日を基に「判定」欄の該当箇所をチェックをつけ、判定結果に対応する記号(①～④)を「区分Ⅱ」欄に記載してください。

⑤ 控除額の計算

左下「控除額の計算」の表に、区分Ⅰ(ウの④)で記載した判定結果と、

区分Ⅱ(ウの④)の判定結果を当てはめ、配偶者控除額または配偶者特別控除額を計算します。

区分Ⅱ(ウの④)が①または②の場合は、「配偶者控除の額」欄に計算した配偶者控除額を、

区分Ⅱ(ウの④)が③または④の場合は、「配偶者特別控除の額」欄に計算した配偶者特別控除額を、記載してください。

①の書き方

◆ 所得金額調整控除申告書 ◆ あなたの本年度の年末調整の対象となる給与の収入金額が850万円以下の場合、記載する必要はありません。

○ 年末調整において所得金額調整控除の適用を受けようとする場合は、「要件」欄の該当する項目にチェックを付け、その項目に応じて「扶養親族等」欄及び「★特別障害者」欄にその該当者について記載してください(該当者が複数人いる場合は、いずれか1名を記載することで差し支えありません。)

○ 「要件」欄の2以上の項目に該当する場合は、いずれか1つの要件について、チェックを付け記載をすることで差し支えありません。

○ 扶養親族が年齢23歳未満(年12.1.1以後発生)の場合には、必ず「扶養親族が年齢23歳未満(年12.1.1以後発生)」の項目にチェックを付けてください(扶養親族が複数人いる場合は、いずれか1名を記載してください)。

要件	<input type="checkbox"/> あなた自身が特別障害者 (右の★欄のみを記載)	扶養親族等 扶養親族等 扶養親族等 扶養親族等	記載の者の個人番号	記載の者の生年月日	★特別障害者 特別障害者に該当する事実 (裏面「5-2」欄を参照)	
	<input type="checkbox"/> 同一生計配偶者が特別障害者 (右の★欄及び★欄を記載)		同一生計配偶者又は扶養親族の氏名	3 3 4 4 5 5 6 6 7 7 8 8 0		平成18年5月17日
	<input type="checkbox"/> 扶養親族が特別障害者 (右の★欄及び★欄を記載)		ヤマカワ ジョウ	あなたと左記の者の住居又は事務所 あなたとの続柄(見解相違)		
	<input checked="" type="checkbox"/> 扶養親族が年齢23歳未満(年12.1.1以後発生) (右の★欄のみを記載)		山川 一郎	あなたとの続柄(見解相違)		

(注)「同一生計配偶者」とは、あなたと生活を同一にする配偶者(青色事業専従者として給与を支払っている人及び自営事業専従者を除きます。)で、本年度の合計所得金額の見積額が48万円以下(給与所得だけの場合は、給与の収入金額が103万円以下)の人をいいます。

①要件

該当する要件にチェックを付けてください。

なお、2つ以上の項目に該当する場合は、**いずれか1つの項目にチェック**を付けてください。

※あなたの年末調整の対象となる**給与の収入金額が850万円以下**の場合、**所得金額調整控除の適用を受けることはできません。**

②★扶養親族等

①で「同一生計配偶者が特別障害者」、「扶養親族が特別障害者」、「扶養親族が年齢23歳未満」のいずれかの項目にチェックを付けた場合、その要件に該当する同一生計配偶者又は扶養親族の氏名、個人番号、および生年月日等を記載します。

なお、「扶養親族が特別障害者」、「扶養親族が年齢23歳未満」のいずれかの項目にチェックを付けた場合で、その扶養親族が**2人以上いる場合は**、

いずれか1人の氏名、個人番号および生年月日等を記載してください。

③★特別障害者

「特別障害者に該当する事実」欄に、障害の状態または交付を受けている手帳などの種類と交付年月日、障害の程度(障害の等級)などの特別障害者に該当する事実を記載します。

※特別障害者に該当する人が「扶養控除等(異動)申告書」(資料A-①の書類)に記載している特別障害者と同一である場合、「扶養控除等申告書のとおり」にチェックを付けることで差し支えありません。

その他

記載例がない部分の記入の仕方や、不明点がある場合は、
国税庁のサイトにてご確認いただきますようお願いいたします。